

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
(平成20年 3 月 5 日保医発第0305005号)

I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い

(58) 経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料

経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料は、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種腫切除術、経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は経皮的冠動脈ステント留置術を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り1セットについてのみ算定できる。

ただし、手術後1週間以内に入院した場合は算定できない。

IV 診療報酬明細書における略称の使用に関する事項

別紙に掲げる特定保険医療材料については、診療報酬明細書に記載する場合に、同表に定める略称を使用して差し支えない。

(別紙)

告示名	略称
026 栄養カテーテル (1) 経鼻用・一般用 (2) 経鼻用・乳幼児用・ <u>一般型</u> <u>(3) 経鼻用・乳幼児用・非DEHP型</u> (4) 経鼻用・経腸栄養用 (5) 経鼻用・特殊型 (6) 腸瘻用	栄養カテ・経鼻・一般型 栄養カテ・経鼻・乳児 <u>1</u> <u>栄養カテ・経鼻・乳児 2</u> 栄養カテ・経鼻・経腸型 栄養カテ・経鼻・特殊型 栄養カテ・腸瘻型
037 交換用胃瘻カテーテル (1) 胃留置型・バンパー型・ <u>ガイドワイヤーあり</u> <u>(2) 胃留置型・バンパー型・ガイドワイヤーなし</u> (3) 胃留置型・バルーン型 (4) 小腸留置型	胃瘻カテ I <u>ー1</u> <u>胃瘻カテ I ー2</u> 胃瘻カテ II 胃瘻カテ III
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1) 一時ペーシング型 (2) 心臓電気生理学的検査機能付加型・標準型 (3) 心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型 (4) 心臓電気生理学的検査機能付加型・房室弁輪部型 (5) 心臓電気生理学的検査機能付加型・心房内・心室内全域型 <u>(6) 心臓電気生理学的検査機能付加型・アブレーション機能付き</u>	カテ電極・一時ペーシング型 カテ電極・機能付加型・I カテ電極・機能付加型・II カテ電極・機能付加型・III カテ電極・機能付加型・IV <u>カテ電極・機能付加型・V</u>
132434 ガイディングカテーテル (1) 冠動脈用 (2) 腹部四肢末梢用 (3) 脳血管用	ガイディングカテ・冠動脈 ガイディングカテ・腹部四肢 ガイディングカテ・脳血管

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について
（平成20年3月5日保医発第0305006号）

（別紙2）

材料料

N021 帯環（1個につき）

1 帯環のみ

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 切歯 | 17点 |
| (2) 犬歯・臼歯 | 18点 |

2 ブラケット付帯環

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 切歯 | 35点 |
| (2) 犬歯・臼歯 | 36点 |

3 チューブ付帯環

- | | |
|----|-----|
| 臼歯 | 60点 |
|----|-----|

特定診療報酬算定医療機器の定義等について
(平成20年3月5日保医発第0305007号)

I 医科点数表関係
在宅医療

(別表)

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の位置付け				
	類 別	一般的名称			
酸素供給調節器	<p>機械器具 (6) 呼吸補助器</p> <p>機械器具 (32) 医療用吸引器</p>	<p>呼吸同調式レギュレータ</p> <p>呼吸同調式レギュレータ</p> <p>セット</p>	<p>鼻カニューレを用いて携帯用酸素供給装置から供給される酸素の流量を、患者の呼吸に同調して調節することが可能なもの</p>	C 159-2	呼吸同調式デマンドバルブ加算

特定保険医療材料の定義について
(平成20年 3 月 5 日保医発第0305008号)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

037 交換用胃瘻カテーテル

(3) 機能区分の定義

③ 胃留置型・バルーン型

次のいずれにも該当すること。

ア 体内に留置し、カテーテルの先端部から胃に直接栄養投与又は胃内の減圧をするものであること。

イ 逸脱防止のためのバルーンを有すること。

ウ ④に該当しないこと。

066 人工肘関節用材料

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「人工肘関節橈骨コンポーネント」、「人工肘関節上腕骨コンポーネント」、「橈骨頭用補綴材」、「医薬品組み合わせ橈骨頭用補綴材」、「人工肘関節尺骨コンポーネント」又は「全人工肘関節」であること。

128 バルーンパンピング用バルーンカテーテル

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「バルーン~~パ~~ンピング用カテーテル」であること。

Ⅷ 経過措置

1 次に規定する特定保険医療材料の機能区分の定義は、平成21年 3 月31日をもって廃止する。

903、904、905 脳深部刺激・脊髄刺激装置用受信器

(3) 機能区分の定義

② 脊髄刺激装置用受信機（4極用）

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（12）理学診療用器具」であって、一般的名称が「植込み型疼痛緩和用スティミュレータ」であること。

イ 脊髄刺激装置植込術を実施する際に使用する体内埋込型受信器であること。

ウ 脊髄刺激装置用陽リードセット（４極用）に接続し、４つの電極に通電することができるものであること。

エ 脊髄刺激装置用受信器（８極用）に該当しないこと。

２ 次に規定する特定保険医療材料については、品質を確保する観点から、平成20年9月30日までに薬事法上の認証を得ることが必要であること。

ア 歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料

006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）

007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状（金12%以上 J I S適合品）

008、009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状（金12%以上 J I S適合品）

010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）

011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）

012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）

018 歯科用ニッケルクロム合金板（J I S適合品）

019 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（J I S適合品）

021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（J I S適合品）

022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用（J I S適合品）

023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用（J I S適合品）

024 歯科用ステンレス鋼線 バー用（J I S適合品）

025 歯科用アマルガム用合金（アロイ J I S適合品）

031,032 レジン歯（前歯用（J I S適合品）・臼歯用（J I S適合品））

041,042 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（J I S適合品）・液（J I S適合品））

イ 歯科点数表の第２章第13部に規定する特定保険医療材料

021 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用（J I S適合品）

023 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（J I S適合品）

024 歯科用コバルトクロム合金線 バー用（J I S適合品）

026 歯科用ステンレス鋼線 鉤用（J I S適合品）

027 歯科用ステンレス鋼線 バー用（J I S適合品）

030,031 レジン歯（前歯用（J I S適合品）・臼歯用（J I S適合品））

032,033 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（J I S適合品）・液（J I S適合品））